

宮城県生活衛生事業者燃料価格高騰対策支援金 申請の手引き

令和5年1月

申請受付期間

令和5年1月16日（月）から令和5年2月3日（金）まで

申請対象者

県内において、一般公衆浴場又はクリーニング所（取次店を除く）を営業する者。
※ 詳細な要件は次項のとおり。

申請方法

原則 郵送による申請（令和5年2月3日消印有効）

- ※ 郵送が難しい場合は、事務局に持参することも可能ですが、混雑緩和等のため、お越しになる前に、事前に電話をお願いします。
- ※ 対象者には事務局から申請書類一式を送付しますので、期限まで申請下さい。

申請書類

① 申請書

② 県税に未納がないことについての証明書（県税の納税証明書）

※ 発行から3か月以内のもの

申請先／お問い合わせ先

<一般公衆浴場及びクリーニング所(非組合員)>

株式会社 ユーメディア

☎ 022-714-8322

<クリーニング所(組合員)>

宮城県クリーニング生活衛生同業組合

☎ 022-361-0163

支援金の概要

【趣旨】

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が回復しきらない現状において、燃料価格の高騰による更なる影響を緩和するため、生活衛生事業者のうち、経費に占める燃料費の割合が大きく、燃料価格高騰の影響が大きい一般公衆浴場及びクリーニング所（取次店を除く）に対し、かかり増し相当分の支援金を支給し、継続的に安定した経営を行うことができるよう支援するものです。

【支給額】

- 一般公衆浴場 一施設につき、10万円
- クリーニング所（取次店を除く） 一施設につき、5万円

【対象事業者】

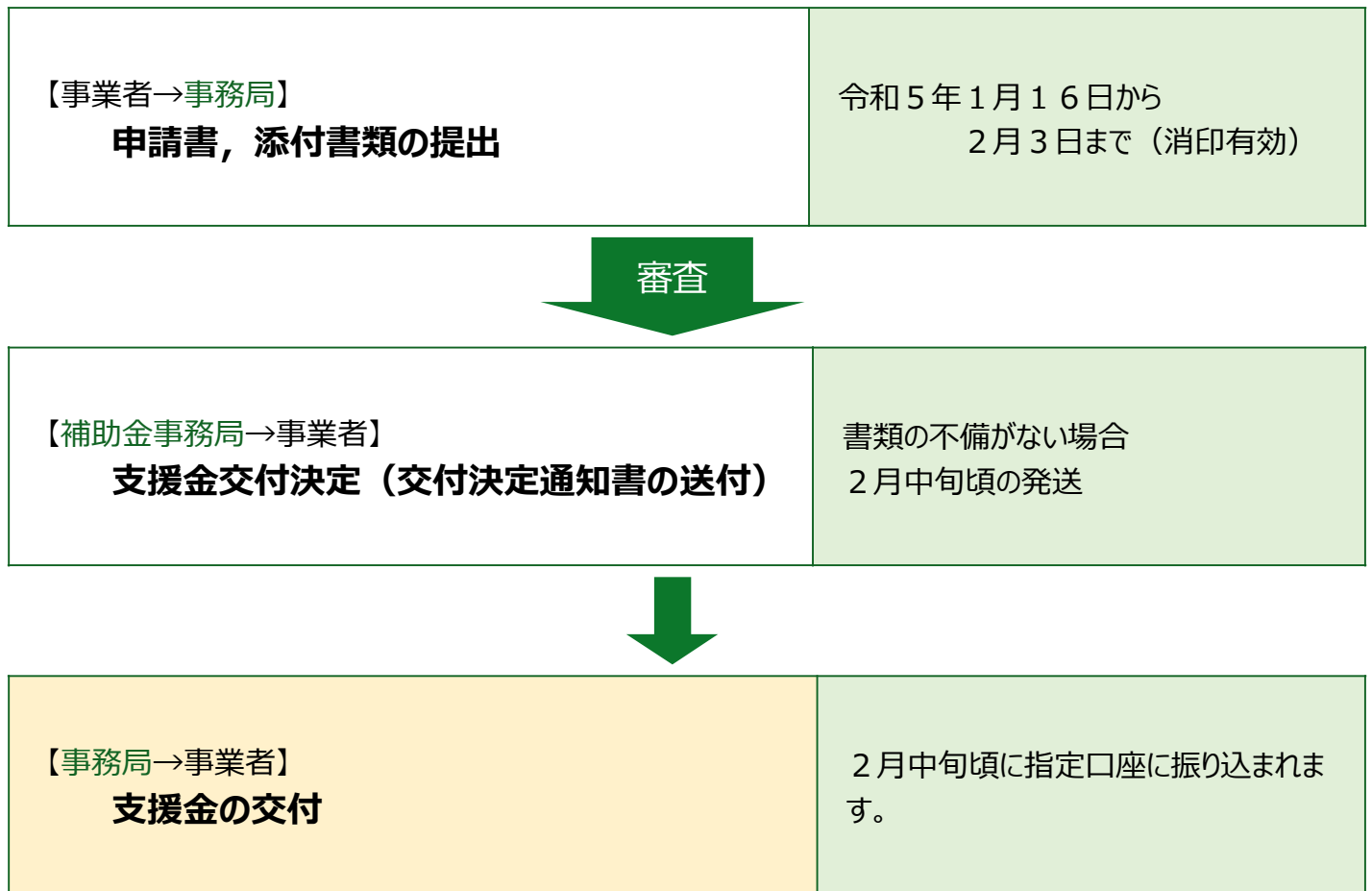
以下の要件をすべて満たす者。

◆要件

- ① 令和4年12月14日時点において県内で、公衆浴場法に基づく一般公衆浴場の営業許可を取得している施設、又はクリーニング業法に基づくクリーニング所（取次店を除く）の検査確認を受けている施設であること。
- ② 申請する施設が、令和4年4月1日から同年12月14日までの期間において、営業の実態があり、今後も営業を継続する意思があること。
- ③ 申請する施設の運営において、燃料価格高騰の影響を受けていること。
- ④ 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人ではないこと。
- ⑤ 県税に未納がないこと。
- ⑥ その他 申請書に記載された「誓約・同意事項」の要件を満たすこと。

交付の流れ

補助事業の基本的な流れ（事業開始から終了まで）



よくある質問

Q1.対象となる施設はどのようなものですか。

以下の施設が対象です。

- ① 公衆浴場法に基づく一般公衆浴場の営業許可を取得している施設
※ その他公衆浴場（スーパー銭湯や日帰り温泉施設等）は対象になりません。
- ② クリーニング業法に基づくクリーニング所（取次店を除く）の検査確認を受けている施設
※ 取次店の検査確認のみを受けている場合は、対象になりません。

Q2.令和4年12月15日に検査確認済み証が発行されましたが、対象ですか。

令和4年12月14日までに、許可又は検査確認済み証が発行されている必要がありますので、対象にはなりません。

Q3. 令和4年11月1日から令和5年2月末まで営業を休止していますが、対象になりますか。

支援金の支給には、令和4年4月1日から同年12月14日までの期間における営業実態及びそれ以降も営業を継続する意思が必要です。上記期間を休業した場合でも、今後も営業を継続する意思があれば、支援金の対象となります。

Q4.複数の施設を営業していますが、施設の数だけ申請することができますか。

申請が可能です。申請書については、施設ごとに記入してください。

Q5.県外にある施設についても、対象になりますか。

宮城県内の施設のみが対象です。

Q6.クリーニング所において、燃料（重油・ガス等）を使用しないで、洗たく物の処理をしていますか、対象になりますか。

燃料種については、制限していません。

Q7. 営業許可証又は検査確認済証に記載された営業者である母が高齢のため、手続きが難しいので、代わりに子である私が申請者となって手続きを行えますか。

原則 営業者が申請者となって手続きを行う必要がありますが、これにより難しい場合は、申請書の該当欄に申請者の情報、営業者との関係などを記載してください。

Q8. 保健所への変更手続きを失念していました。この場合がどうすれば良いですか。

保健所に連絡し、必要な手続きを行ってください。

支援金の申請に当たっては、申請前に事務局にお問い合わせください。

Q9. 県税の納税証明書は、どこで発行できますか。

最寄りの県税事務所で発行しています。

※ 市区町村や、税務署ではありません。